

ゆうあい

102
令和4年
10月号

● 主な内容 ● CONTENT

- P1 鹿部町共同募金委員会からのお知らせ
P2 鹿部町生活支援体制整備事業について
P3 鹿部町ボランティア連絡協議会より
P4 生活困窮者等に対する安心サポート事業について
P5・6 日常生活自立支援事業について他

// 鹿部町共同募金委員会からのお知らせ //

毎年多くの町民の皆様のご協力を頂き、ありがとうございます。
今年も10月1日から12月31日まで赤い羽根共同募金運動が始まります。

赤い羽根共同募金運動は、地域福祉の推進を図るための募金として、
社会福祉法に定められている活動で、ご協力頂いた募金は、鹿部町の
福祉のために活用されております。

赤い羽根共同募金運動は、皆さんの善意によって支えられております。
今年度も変わらないご支援を賜りますよう、宜しくお願い致します。

※令和4年度目標額700,000円

※鹿部町役場・鹿部中央公民館・道の駅「しかべ間歇泉公園」内に募金箱を設置致しております。



赤い羽根共同募金

～赤い羽根共同募金とは～

共同募金は、戦後間もない昭和22(1947)年に、市民が主体の民間運動として始まりました。

当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、地域福祉の推進のために活用されてきました。共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。

令和4年度 共同募金運動における全国共通助成テーマ

「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」

鹿部町生活支援体制整備事業について

鹿部町生活支援体制整備事業は、鹿部町の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことが出来ることを目的に、鹿部町内における支え合いの体制づくりを推進しております。

この事業の活動は、高齢者支援（生活支援サービス）、地域支え合い活動、福祉施設活動の3つ（下記参照）に分かれております。鹿部町社協では、生活支援コーディネーター1名を配置し、依頼者と活動者を繋ぐ役割を行っております。

① 高齢者支援（生活支援サービス）

- ・簡単な大工仕事 ・草とり ・窓拭き ・犬の散歩 ・電球・蛍光灯の交換
- ・ゴミの整理 ・物置の整理 ・高い所の荷物整理 ・家具の移動 ・話し相手
- ・粗大ゴミのゴミ出し ・雪かき ・簡単な木枝の剪定

② 地域支え合い活動

- ・あったかサロン運営補助 ・ふれあいいきいきサロン運営補助
- ・コミュニティカフェ運営補助 ・小地域福祉活動運営補助

③ 福祉施設活動 ※コロナウイルス感染症の影響により、現在受入れを致しておりません。

- ・鹿部デイサービスセンター
傾聴、レクリエーション等（毎週月～金 10:00～15:00）
- ・渡島リハビリテーションセンター喫茶コーナー
傾聴、飲み物提供（毎週月～金 10:00～15:00）
- ・渡島リハビリセンター
運営補助 ①絵画教室（毎週月・木 9:30～11:00）
②書道教室（毎週火・金 9:30～11:00）
③コーラス教室（毎週水 9:30～11:00）
④カラオケ教室（毎週水 14:00～16:00）
- ・小規模多機能ホーム「松の木」、認知症グループホーム「桜の園」
傾聴、レクリエーション等（毎週月～金 14:00～16:00）

※活動日時については、生活支援コーディネーターが依頼者と活動者を調整して決定致します。

※上記の①**高齢者支援（生活支援サービス）**利用対象者は、75歳以上の独居世帯及び高齢夫婦世帯（どちらか一方が75歳以上可）

①**高齢者支援（生活支援サービス）**の利用希望の方や活動（ボランティア）希望の方は
鹿部町社協（電話7-3341）までご連絡下さい

※活動希望者はボランティア登録とボランティア保険への加入が必要になります。

鹿部町ボランティア連絡協議会より

● ボランティア講座開催

9月2日（金）、令和4年度鹿部町ボランティア連絡協議会ボランティア講座を本別中央会館において開催し、会員12名が参加致しました。

今回は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）函館支部の中本義元さんに「交通安全講話」と題してお話を頂いており、鹿部町内の気を付けなければならない箇所や一時停止の不停止、信号機の無い横断歩道の一時停止、夜間走行時の注意点など、安全運転に関して必要な事を研修致しました。



● ふれあい交流会開催

9月26日（月）、令和4年度ふれあい交流会を約3年ぶりに開催致しました。当日は15名の方が参加し、函館の五稜郭タワーを観光した他、市内の飲食店にて昼食、移動中のバスの中ではビンゴゲームを行いました。感染対策に配慮しながらでしたが、久しぶりの町外においての開催だったこともあり、参加者の皆さんも楽しまれておりました。



生活困窮者等に対する安心サポート事業について

鹿部町社協では道内の社会福祉法人と協働して「生活困窮者等に対する安心サポート事業」を実施しております。近年、生活困窮者を取り巻く環境は複雑化しており、制度の狭間で対応しきれないニーズが存在しているため、関係機関と連携してこれらの課題に対応し、生活困窮者の自立に繋げていく取組を行っております。

●事業内容

○ 相談支援事業

様々な課題を抱える人に対し、自立相談支援機関等の関係機関と連携し、既存制度を活用するなど自立を支援するための相談支援を行っております。

○ 経済的援助事業

①経済的援助の内容と判断

生活困窮者の抱える生活・福祉課題は複雑なため、相談支援による状況把握を前提として、経済的援助を行うことによって生活の安定が見込めるか、本経済的援助をしなければ生命や生活の継続に危険を及ぼす状況であるか等を考慮し、援助決定を判断します。尚、給付については現物のみとし、現金による給付は行えません。

②対象者

町内に居住する生命に関わる緊急性を要する生活困窮者（生活に必要な日常品の費用負担、医療や福祉サービスの費用負担が困難な方等）。

※次に該当する場合は対象外になります

- 施設に入所している場合
- 生活保護を受給している場合
- 緊急性のない滞納金の返済に充てようとする場合
- 借入金の返済金に充てようとする場合
- 緊急性の無い日常生活に充てようとする場合
- 単に現金を求める場合
- 自立に向けた相談支援を受けず、経済的援助のみを希望する場合
- 既に本事業の支援を受けている場合
- 本事業の支援は妥当ではないと判断した場合（暴力的言動、著しい非協力的態度等）

③経済的援助の支援機関と支援限度総額

支援機関は1ヶ月以内、支援限度額総額は30,000円

④自立相談支援機関等との連携

本事業による一過性の支援だけでなく、自立相談支援機関等へと繋ぐことも考慮

⑤経済的援助の終了

緊急事態を脱した場合、適切な支援機関へ橋渡しした場合、就労や生活保護の受給等で安定した生活の見通しが立った場合、その他鹿部町社協が支援終了と判断した場合

日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをしています。

◎ 日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

本事業は、『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。判断能力が低下してきて契約能力がない場合は、本人と実施主体（鹿部町社協）による契約はできません。成年後見人等が選任されている場合は、本人の契約能力や本事業による支援の必要性について審査が必要となります。

◎ 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

「日常生活上の判断に不安を感じている方」とは、高齢や障がいにより、福祉サービスの利用手続きに不安のある方、生活費の管理が一人では難しいと思う方などです。主に認知症の症状のある（物忘れを含む）高齢者、知的障がいや精神障がいをお持ちの方を対象としています。医師による認知症の診断や、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず利用できます。

◎ 「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

現在、施設入所や病院に入院されている方でも、退所や退院の見込みがあり、近い将来在宅で生活する予定の方は、対象となります。在宅で生活していて、日常生活自立支援事業を利用していただく方が、施設入所や病院に入院した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲でサービスを利用することができます。

1. 福祉サービスの利用援助（基本事業）

福祉サービスの情報提供や利用についての手続きをお手伝いします。

- ① 福祉サービスを利用する、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

2. 日常的金銭管理サービス（オプション）

日常的な金銭管理のお手伝いをします。取り扱う預貯金の口座の限度額は50万円程度を目安としています。

- ① 年金や福祉手当などの受領に必要な手続き
- ② 税金や社会保険料、医療費や公共料金を支払う手続き
- ③ 日常的な生活費の払戻し、預け入れなどの手続き

（次ページに続く）

3. 書類等の預かりサービス(オプション)

本会が金融機関の貸金庫に大切な書類等をお預かりいたします。
お預かりできるもの(原則として、ご本人名義のみに限ります。)

①預貯金通帳 ②年金証書 ③権利証 ④契約書類 ⑤保険証書 ⑥印鑑

◎ 利用料金

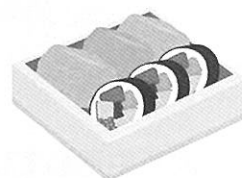
1回(1時間程度)の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費実費を頂きます。
また、書類等の預かりサービスをご利用される場合、貸金庫利用料の実費を頂きます。

～ご利用・ご相談は、鹿部町社協まで～

令和4年度安否確認お食事サービスの実施について

10月～翌年3月迄の第4木曜日(全6回)、町内在住の70歳以上の
独り暮らしの方を対象とする令和4年度安否確認お食事サービスを
実施致します。利用を希望する方は、鹿部町社協へお申し込み下さい
(料金は200円/1回)。

尚、第5回目(2月22日【水】)は、希望者を対象に昼食会(ふれあい
いきいきサロンと合同開催)を予定しております。



◎今年度のメニュー(予定)

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 第1回(10/27【木】):牛丼 | 第4回(1/26【木】):天むす |
| 第2回(11/24【木】):カレーライス | 第5回(2/22【水】):のり巻き・いなり寿司 |
| 第3回(12/22【木】):ちらし寿司 | 第6回(3/23【木】):やきとり丼 |

鹿部町社協事業活動(令和4年7月1日～令和4年9月30日)

- | | | |
|------|-------------------------------------|------|
| 7/13 | 渡島社協会長・事務局長会議 | 北斗市 |
| 7/27 | 令和4年度生活支援コーディネーター養成研修【ケーススタディ編】 | Zoom |
| 8/1 | 広報配布 | |
| 8/2 | 令和4年度生活支援コーディネーター養成研修【住民コミュニケーション編】 | 北斗市 |
| 8/8 | 令和4年度生活支援コーディネーター養成研修【ケーススタディ編】 | Zoom |
| 9/12 | 令和4年度アクティブシニア活躍支援セミナー【第1回】 | 函館市 |
| 9/13 | 令和4年度アクティブシニア活躍支援セミナー【第2回】 | 函館市 |
| 9/20 | 令和4年度全道社協職員研究協議会 | 札幌市 |
| 9/30 | 令和4年度日常生活自立支援事業不正防止研修 | Zoom |

発行: 社会福祉法人鹿部町社会福祉協議会

T041-1403 鹿部町字宮浜210番地6(宮浜児童館内)
TEL(01372)7-2135 FAX(01372)7-2138